

## 潮流

# 協同組合憲章の役割への期待

常任顧問 田中 久義

国連は2012年を「国際協同組合年」とした。「国際年」は1957年にはじまり、国際社会が共通した課題に取り組むべく毎年決定されている。各国政府は、その決議の趣旨に沿った官民合同の国内委員会などを設けて具体策に取り組むのが通例である。

わが国では「2012 国際協同組合年全国実行委員会」を設置し、東日本大震災の発生を受けて「協同組合による被災者支援や復興に向けた取り組みを進める」とともに、「その活動を内外に発信していく」ことを主眼に取り組みをすすめている。その一環として「協同組合憲章」の制定がかかげられ、第一次草案が既に公表されている。

それによれば、「社会を安定化させるためには、自己責任（自助）と政府の援助（公序）だけでは不十分であり、人びとの助け合い（共助）が必要だという社会認識が広まっている」。この「助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛社会に変え、疲弊する地域経済を活気づけ、日本の新しい未来を切り拓くためには、社会経済政策等の整備とともに、協同組合の発展が不可欠」であるという。

これをめぐって出されている意見は、本来自主自立であるべき協同組合が憲章という形で政府の関与を求めるのはおかしいとするそもそも論から、憲章を是としたうえでその内容にコメントする論まで、実に幅が広い。児童憲章の例をみても憲章は閣議決定事項とされ、政府の宣言という性格をもっている。したがって、憲法に協同組合の育成を規定する国とは異なるとしても、政府がそれを決定する意味は重い。

そのように考えた場合、第一次案にはさらに期待したい点がある。

ひとつは、新世代の協同組合についてである。新世代協同組合とされるアメリカ型の協同組合理念は既にヨーロッパでも受け入れられ、一部が制度化されている。このようなあり方を受け入れるかどうかは別としても、わが国なりの姿勢を示す必要があるだろう。

いまひとつは、法人を組合員とする協同組合についてである。これは2つの面での検討を要する。ひとつは、わが国の農政の法人化策もあって農協はガバナンス面から法人組合員への対応を迫られていることであり、もうひとつは、中小企業の協同組合など経済界に属するとされる経営体が組織している協同組合も含めた憲章とする必要があることである。

一人一票という基本原則の変更をも迫る動きが強まっているなか、一般企業と協同組合を対置するだけの今の枠組みを放置することはできない。自助を基本とする株式会社や共助のための協同組合という枠組みを提起するのであれば、両者の間に共通の言葉を置く必要があり、それは経済学という言葉以外にはないと思われる。このような協同組合サイドからの働きかけを可能にする役割を、協同組合憲章をめぐる論議に期待したい。